

高崎市市税等に係る延滞金の免除及び減免に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）及び高崎市市税条例（昭和29年高崎市告示第61号）、高崎市国民健康保険税条例（昭和30年告示第90号）の規定による市税並びに高崎市介護保険条例（平成12年条例第34号）及び高崎市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第23号）の規定による保険料（第2条において「市税等」という。）に係る延滞金の免除及び減免について具体的な取扱いを定め、もって事務処理の適正化を図ることを目的とする。

(基本的な考え方)

第2条 延滞金は、納期ごとに納めるべき税額が、その納期限までに完納されない場合、納期限内に納付した人との負担の公平性を保つために、本税に加算して納付しなければならないものである。また、市税等を納期限内に納付することを広く促すための機能も有している。このようなことから、延滞金の免除及び減免にあたっては法を順守した上で、この要領を慎重かつ適正に運用しなければならない。

(用語)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 免除 法の規定を受けて延滞金の納付・納入義務を消滅させること。
- 2 減免 納付・納入義務が生じた延滞金を軽減すること。
- 3 徴収金 市税等、延滞金及び滞納処分費をいう。

(延滞金の免除、減免の概要)

第4条 延滞金の免除及び減免は、法規裁量による免除と、市長の裁量による免除及び減免があり、この要領では、市長の裁量による免除及び減免の取扱いについて定めたものである。なお、延滞金の持つ意義からも、市長の裁量による免除及び減免の取扱いにあたっては、納税に対する誠意、滞納税に対する故意または過失の有無、及び納税に対して相当の努力をしたかなども含め、事案ごとに慎重かつ適正に判定するものとする。

(市長の裁量による免除の取扱い)

第5条 法第15条の9第2項の規定による免除の取扱いは、次に定めるところによるものとする。

- 1 法第15条の規定による徴収の猶予、法第15条の5の規定による職権による換価の猶予又は法第15条の6の規定による申請による換価の猶予を受けている納税者等が次の各号のいずれかに該当するとき。
 - (1) 財産の状況が著しく不良で、納期又は弁済期の到来した他の地方税、国税、債務等が軽減又は免除されたとき。

(2) 延滞金の「納付又は納入を困難とするやむを得ない理由」があると認められるとき。なお、この場合のやむを得ない理由とは次のアからカの場合とし、「猶予期限内に納付又は納入しなかったことについてやむを得ない理由」とは、納税者等が故意又は重大な過失がなくして、相当の努力をしたのにもかかわらず、所得の減少や納付又は納入資金の調達手続に遅延等があり、猶予期限内に納付又は納入することができなかつた場合をいう。

ア 納税者等がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にあった場合

イ 納税者等又はこれらの者と生計を一にする親族（6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族をいう。以下同じ。）若しくは親族と同視することができる関係にある者が病気にかかり、又は負傷した場合

ウ 納税者等が、その事業を廃止し、又は休止した場合

エ 納税者等が行う事業につき著しい損失を受けた場合

オ アからエまでに掲げる場合に類する事実があつた場合

カ 納税者等の所有する財産が著しく不良で、事業の継続又は納入資金の調達が著しく困難になっていると認められる場合

2 免除することができる金額

猶予した期間（猶予期限内に納付・納入しなかったことにやむを得ない理由があると認められる期間を含む）の全額を免除する。

3 免除の時期

徴収金の本税に相当する額が全額納付され、又は換価代金等が充当され本税に相当する額が完納となり、延滞金を徴収しようとするとき。

第6条 法第15条の9第4項の規定による免除の取扱いは、次に定めるところによるものとする。

1 免除する場合

徴収金を充足する財産の差押え（国税徴収法第86条の規定による参加差押を含む。）又は納付・納入すべき徴収金の額に相当する担保の提供を受けた場合。

2 徴収金を充足する差押え等がされている場合

徴収金を充足する差押え等がされている場合とは、差押え等に係る財産を換価する場合に算定される処分予定価格（任意売却による売買価格を含む。）が、優先する債権者等への返済額及び徴収金を上回る額として算定された場合をいう。

3 免除することができる金額

徴収金等を充足する差押え等がされている期間（年14.6%で計算される期間に限る。ただし、租税特別措置法第94条第2項の規定に該当する場合には、その金額。）の2分の1に相当する額を免除する。

4 免除の時期

徴収金の本税に相当する額が全額納付され、又は換価代金等が充当され本税に相当する額が完納となり、延滞金を徴収しようとするとき。

第7条 法第20条の9の5第2項の規定による免除の取扱いは、次に定めるところによるものとする。

- 1 納付又は納入の再委託を受けた金融機関が、その有価証券の取り立てをすべき日後に納付又は納入した場合に、その有価証券の取り立てをすべき日の翌日から納付又は納入があった日までの期間については全額を免除する。
- 2 納税貯蓄組合法（昭和26年法律第145号）の規定により納付又は納入の委託を受けた指定金融機関が、その委託を受けた日後に納付又は納入した場合に、委託を受けた日の翌日から納付又は納入があった日までの期間については全額を免除する。
- 3 交付要求による交付を受けた金銭をその交付要求に係る徴収金に充てた場合に、交付要求を受けた執行機関が、強制換価手続において金銭を受領した日の翌日からその充てた日までの期間については全額を免除する。

（市長の裁量による減免の取扱い）

第8条 法第321条の2第5項（市町村民税）、法第368条第3項（固定資産税、法第702条の8第1項の規定により都市計画税をあわせて賦課徴収する場合を含む。）、法第481条第3項（市町村たばこ税）、法第534条第3項（鉱産税）、法第607条第3項（特別土地保有税）、法第701条の10第3項（入湯税）の規定による減免の取扱いは、次に定めるところによるものとする。

1 減免する場合の要件

更正又は決定を受けたことについて、次項のやむを得ない事由があると認められる場合。

2 減免する場合の事由・対象期間及び金額

- （1）納税者等が震災、風水害、火災その他の災害又はこれらに準ずる理由により、売り上げ等に関する帳簿、書類等申告に関する資料を失ったことにより、申告期限までに申告できなかつたため、決定を受けた場合に、申告の翌日から当該決定に係る納期限までの期間については全額を減免する。
- （2）通信、交通の途絶等による事故又は納税者等が疾病、死亡、身体の拘束等の理由により申告が遅延したため、決定を受けた場合に、申告の翌日から当該決定に係る納期限までの期間については全額を減免する。
- （3）申告書の提出時期後において、取扱い通知等の制定又は変更が行われ遡及適用がされたことにより更正又は決定を受けた場合に、申告期限の翌日から当該更正又は決定に係る納期限までの期間については全額を減免する。

3 減免の時期

徴収金の本税に相当する額が全額納付され、延滞金を徴収しようとするとき。

第9条 法第326条第4項（市町村民税）、法第369条第2項（固定資産税、法第702条の8第1項の規定により都市計画税をあわせて賦課徴収する場合を含む。）、法第455条第2項（軽自動車税）、法第482条第3項（市町村たばこ税）、法第608条第2項（特別土地保有税）、法第701条の11第2項（入湯税）及び法第701条の60第2項（事業所税）の規定による減免の取扱いは、次に定めるところによるものとする。

1 減免する場合の要件

次項のいずれかに該当し、かつ、納期限までに市税を納付又は納入しなかったことについて、やむを得ない理由があると認められる場合に、納税困難の起因が発生した日から終期までの期間については、納付能力調査等により納税が困難と認められる額について減免する。なお、この場合のやむを得ない理由とは、納税者等が故意又は重大な過失がなくして、相当の努力をしたのにもかかわらず、所得の減少や納入資金の調達に遅延等があり、納期限までに市税を納付又は納入することができなかつたと認められる場合をいう。

2 減免する場合の事由・対象期間及び金額

- (1) 納税者等がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は詐欺、盗難若しくは横領にあったことによる財産の喪失があったとき。
- (2) 納税者等又はこれらの者と生計を一にする親族、若しくは親族と同視することができる関係にある者が病気にかかり、又は負傷したことにより多額の出費を要したとき。
- (3) 納税者等が、その行う事業を廃止又は休止したとき。
- (4) 納税者等が行う事業につき著しい損失又は売上げの減少があったとき。
- (5) 納税者等が交通事故の損害賠償（使用者責任による場合を含む。）又は公害の損害賠償により多額の出費を要したとき。
- (6) 納税者等の取引先等である債務者について、次に掲げる理由が生じたため、その債務者に対する売掛金等（売掛金、前途金、貸付金及びその他これらに準じる債権をいい、これらの債権について受領した受取手形のうち割り引かれていない部分の金額及び割り引かれているものであっても、不渡り等のため買戻しを行ったものを含む。以下同じ。）の回収が不能又は著しく困難になったと認められるとき。（従前に比べて決済に要する時間が著しく長期化したと認められる場合を含む。）
 - ア 所在不明又は無財産になったこと
 - イ 事業の不振又は失敗により休業に至ったこと
 - ウ 企業担保権の実行手続の開始決定があったこと
 - エ 破産の宣告を受けたこと
 - オ 特別清算の開始決定があったこと
 - カ 債権者集会において、法令の規定による整理手続によらない債務整理の協議決定があったこと
 - キ 手形交換所において取引停止処分を受けたこと
 - ク 災害、盗難、詐欺又は横領により財産の大部分の喪失があったこと
 - ケ 会社更生手続の開始があったこと
- (7) 納税者等が失業し、又はその責めに帰すことができない事由で収入が著しく減少したとき。
- (8) 納税者等が法令の規定等により身体を拘束されたため納税することが困難であったとき。
- (9) 納税者等が法第15条の7第1項各号に掲げる事実該当すると認められる者

の市税につき、第三者納付があったとき（第二次納税義務者があると推定されるものが代納する場合を除く。）。

3 減免の時期

徴収金の本税に相当する額が全額納付され、延滞金を徴収しようとするとき。

（国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料に係る延滞金の免除）

第10条 第5条各号、第6条各号及び第7条各号の規定は、高崎市国民健康保険税条例の規定による国民健康保険税（以下「国保税」という。）、高崎市介護保険条例の規定による介護保険料（以下「介護保険料」という。）及び高崎市後期高齢者医療に関する条例の規定による後期高齢者医療保険料（以下「後期高齢者保険料」という。）に係る延滞金の免除について準用する。

（国保税、介護保険料及び後期高齢者保険料に係る延滞金の減免）

第11条 第8条各号及び第9条各号の規定は、国保税、介護保険料及び後期高齢者保険料に係る延滞金の減免について準用する。

（免除又は減免の申請）

第12条 市税等に係る延滞金の免除又は減免を受けようとする者は、延滞金免除・減免申請書（様式第1号）に免除又は減免を受けようとする事由を証明するに足りる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、第7条の規定による免除については申請書の提出は求めない。

（免除又は減免の決定）

第13条 市長は、前条の申請に対する決定をしたときは、延滞金免除・減免（不承認）決定通知書（様式第2号）、附表（様式第2号附表）により、当該申請者に通知する。

（免除又は減免の取消）

第14条 市長は、延滞金免除又は減免措置を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、その措置を取り消し、その旨を延滞金免除・減免取消通知書（様式第3号）、附表（様式第3号附表）により、当該人に通知する。

（1） 免除又は減免事由が消滅し、資力の回復等により免除又は減免措置が不相当と認められるとき。

（2） 偽りの申請その他不正行為によって免除又は減免措置を受けたと認められるとき。

2 第1項第1号に該当した場合は、納付能力調査の上、納付可能と認められる延滞金額を同項第2号に該当した場合は、免除又は減免した延滞金額の全額をそれぞれ取り消す。

（その他）

第15条 この要領に定めるもののほか延滞金の免除又は減免に関し必要な事項は、その都度別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行し、同日後の申請に係る延滞金の免除又は減免について適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日後の申請に係る延滞金の免除又は減免について適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、同日後の申請に係る延滞金の免除又は減免について適用する。